

答 申 第 3 6 5 号  
平成 2 4 年 7 月 3 0 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 3 月 1 0 日付け保指第 2 6 1 5 号による下記の諮問について別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 5 3 号

平成 2 3 年 1 月 1 5 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 3 年 1 月 1 3 日付け保指第 2 1 8 6 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定に対する異議申立ては不適法なものであり、却下すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年1月13日付け保指第2186号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、平成21年1月22日付け国審査第26号の9、10の起案文「裁決書謄本の送付について」を対象文書として特定した処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 送達されていない書類を送達したことになっている。
- (2) 送達したことになっているのは、送達されると行政訴訟に発展し、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）職員とその上司（健康福祉部長、健康福祉部次長）が、『鋸南町が国保基盤安定負担金（軽減分）を水増し請求し、それを承知で上述千葉県職員が支払っている事実』が明らかとなることを隠ぺいするためである。
- (3) 送達されたとする裁決書は県職員に都合のよい推定（送付した他の郵便物の配達記録の番号を送達した際の番号とすること）によるものである。
- (4) 同裁決書では、国保料の審査請求に対し、千葉県国民健康保険審査会（以下「千葉県国保審査会」という。）が平成18・19年度の鋸南町国保の各賦課総額の算出方法を妥当としていたのが否定されるのを隠ぺいするため、平成20年度の同各賦課総額の算出方法を鋸南町が弁明しないまま裁決していた。（平成18・19年度の同各賦課総額の算出方法を鋸南町は弁明しているが、各賦課総額は水増しされていた。平成20年度の国保料の審査請求では、その水増し方法を明らかにした事実を証明したので鋸南町に同賦課総額を明らかにさせなかった。）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（関係政令含む）では、審査請求人へは送達すべきなのに送付としていた上記県職員ら（総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）職員も確認しない重過失がある。）に問題がある。送達とする書類は1件1件送達しなければ、送達の確認ができないのは明らかである。まとめて送付することなどあり得ず、上述(2)(4)の不正の隠ぺい

のため、送達していない書類を送達したことになっている。送付と送達の違いを県職員が理解できないなら問題がある。

- (6) 理由説明書では「なお、同封した4件の文書の重量を調べたところ、送付した文書は、約280gで、定型外郵送料金は390円となり、」とあるが、「実際は同封した3件の文書の重量は250g超で、定型外郵便料金は390円となり、」の事実を隠ぺいしている。料金だけでは4件同封したのか、3件同封したのか不明である。(封筒重料込。)
- (7) 3件か4件かを立証できなければ対象文書の特定ができないのを、4件だということにしての開示決定は間違っている。
- (8) 対象文書が特定できないのに特定できるとする部分開示決定は取消しが必要である。
- (9) 尚、1件の裁決を発送しない理由は、不法行為の隠ぺいであるので、その理由を吟味することも求める。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 異議申立てに係る行政文書開示請求について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成22年12月21日付けで、「配達記録H21、1、22付641-09-69384-1で発送した書類」を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) また、平成22年12月21日の開示請求時に異議申立人に対し行った聞き取り調査において、保険指導課が平成21年1月22日付けの配達記録641-09-69384-1で発送した行政文書すべてであることを確認した。

#### 2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次のとおり特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして、本件決定を行った。

- (1) 平成21年1月22日付け国審査第2号の12、13の起案文「裁決書謄本の送付について」（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 平成21年1月22日付け国審査第8号の10、11の起案文「裁決書謄本の送付について」（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 平成21年1月22日付け国審査第26号の9、10の起案文「裁決書謄本の送付について」（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 平成21年1月22日付け国審査第36号の起案文「行政不服審査法第44条に基づく証拠書類等の返還について」（以下「本件対象文書4」という。）  
以下、本件対象文書1ないし4を併せて「本件対象文書」という。）

#### 3 対象文書の特定及び本件対象文書について

- (1) 実施機関は、本件請求に対して本件対象文書を次のとおり特定した。

ア 保険指導課において、平成21年1月22日付け施行日の文書として、平成21年1月14日に開催し裁決を行った、千葉県国保審査会の裁決書の謄本及び関係書類の返還に関する行政文書が存在し、かつ千葉県国保審査会の裁決書の謄本及び関係書類の返還については配達記録により送付を行っている。

イ 平成21年1月22日の郵便料金集計システム（配達記録）に異議申立人宛ての送付の記載がある。

- (2) 本件対象文書3は、平成20年8月16日付けで千葉県国保審査会に提起された審査請求についての、平成21年1月14日付け裁決書の謄本及び同謄本が原本と相違ないことの証明並びに審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付する旨の平成21年1月22日付け通知に係る起案文書であり、送付文書の写しとともに保存されている行政文書である。

なお、本件対象文書3には、個人の氏名及び住所が記載されており、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号に基づき、当該氏名及び住所を除いた全てを公開とした。

#### 4 異議申立人の主張について

- (1) 千葉県国保審査会の運営については、国民健康保険法第102条に、「この章及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手續に関して必要な事項は、政令で定める。」とされており、裁決の送達は、「送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによって行う。」（行政不服審査法第42条第2項）と規定され、通常、裁決書の謄本を郵送で送付することとなっている。

また、行政不服審査法第44条では、「審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第26条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第28条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。」とされている。

本件請求にいう、641-09-69384-1の配達記録の書類として、平成21年1月14日付けの千葉県国保審査会の裁決書の謄本（平成20年4月22日付け審査請求分、平成20年5月31日付け請求分、平成20年8月16日付け請求分）及び審査請求人から提出のあった関係書類を、各起案文書の施行日にあるとおり、平成21年1月22日に送付したものである。

また、送付に当たっては、同日、政策法務課を通じて配達記録郵便により行っている。

おって、受取人が受け取ることができなかった場合、配達先郵便局に留め置かれ、受取人の申し出により指定日に再送ができる。7日間経過しても配達できなかった場合は送付元に返送されることとなるが、送付した裁決書の謄本及び関係書類は返送されなかった。

このため、行政不服審査法第42条第2項の規定により、全ての文書が送達

されたものと判断できる。

以上のことから、異議申立人の主張は当たらない。

- (2) 上記(1)で述べたとおり、平成21年1月14日付け裁決書の謄本を送付した本件対象文書1ないし3及び平成21年1月14日付け裁決に係る証拠書類を返還した本件対象文書4の施行日が、いずれも平成21年1月22日付けであること、千葉県国保審査会の裁決書の謄本及び関係書類については配達記録により送付を行っており、同日の郵便料金集計システム(配達記録)中に配達記録を行った記録があることから、本件対象文書3を対象文書として特定したところである。

また、平成21年1月14日に開催し、裁決した千葉県国保審査会における裁決書の謄本は、審査請求人ごとに全て平成21年1月22日に送付しており、異議申立人の審査請求については3件裁決されたところであるから、関係書類1件とともに1通において送付したところである。

なお、同封した4件の文書の重量を調べたところ、送付した文書は約280gで、定型外郵便料金は390円となり、配達記録郵便料金の210円を加えると合計で600円となることから、同日の郵便料金集計システム(配達記録)中の摘要欄に記載された、郵送物の料金と合致する。

よって、本件対象文書3に係る裁決書の謄本を含む全ての文書を送達している。

以上により、異議申立人の主張は当たらない。

- (3) 裁決書の内容に係る主張は本件請求と関係のないものであるため、異議申立人の主張に理由はない。

#### 第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に、以下のとおり判断する。

##### 1 本件異議申立ての趣旨について

異議申立書及び異議申立人からの意見書の記述を全体として捉えると、異議申立人は、本件決定において不開示とした情報の開示を求めているものではなく、本件対象文書3に係る裁決書は送達されていないことを前提として、本件決定に対し、平成23年1月15日付けで本件決定において特定した本件対象文書のうち本件対象文書3を対象文書として特定して行った行政文書部分開示決定(以下「不服対象部分」という。)を取り消すとの決定を求める異議申立てを行ったものであると解される。

##### 2 本件異議申立ての適法性について

本件異議申立ては、行政不服審査法に基づく不服申立てであるが、不服申立てとは、行政庁の違法又は不当な処分により侵害されたとする異議申立人の権利又は法律上若しくは条例上保護された利益の回復を求めるというものである。

異議申立人は、本件決定に対し、不服対象部分を除く部分については異議を唱えていない。また、本件請求に対し本件対象文書3を対象文書として特定し開示を行ったことを理由として、不服対象部分の取消しを求めているものの、異議申立人は、本件請求に対して特定すべき他の行政文書の開示を求めているものではない。さらに、不服対象部分において不開示とされた部分の取消しを求めていると評価することはできない。

本件請求に対しては、実施機関からすべての対象文書が本件対象文書として特定され、本件決定により開示がなされているものということができ、異議申立人の開示請求権は満たされているものといえるから、異議を申し立てる利益はない。

したがって、本件異議申立ては、異議申立ての利益を欠く不適法なものである。

### 3 結論

以上のとおり、本件異議申立ては不適法なものであり、却下すべきである。

### 4 附言

本件異議申立ては、上記のとおり却下すべきであるが、実施機関の本件対象文書3の特定及び決定の妥当性について、念のため、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求は、開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「配達記録H21、1、22付641-09-69384-1で発送した書類」と記載して実施機関に対してなされたものである。

本件決定において特定された文書を見分したところ、本件対象文書3は、千葉県国保審査会に提起された審査請求について、裁決された裁決書の謄本の送付について、異議申立人及び処分庁に対する送付に係る決裁文書一式であり、本件請求に係る対象文書として、他の文書とともに特定及び決定がされているものである。

- (2) 当審査会において確認したところ、本件決定に係る裁決書の謄本の送付については、実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを否定するに足る特別な理由も認められないことから、本件対象文書3に係る裁決書の謄本の送付については、実施機関の説明のとおり事務処理が行われているものと解することが相当である。
- (3) また、本件対象文書3において不開示とされた情報は、個人の氏名及び住所であり、これらは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書に該当しないため、同号の不開示情報に該当する。
- (4) なお、本件請求は発送した行政文書すべてを求めるものであり、本件対象文書3には、発送していない起案用紙等の部分も含まれているものであるが、実施機関が、請求の趣旨を満たすものとして、裁決書謄本の送付に係る一体の行政文書として保存されている決裁文書一式である本件対象文書3を特定したことは、首肯できるものである。
- (5) したがって、実施機関が、本件請求に対し、本件対象文書3を特定して行っ

た部分開示決定は妥当であると認められる。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年3月10日	諮問書の受理
平成23年8月 3日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年1月27日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成24年2月24日	審議
平成24年3月23日	審議
平成24年4月27日	審議
平成24年6月 1日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年6月1日現在)